

役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 green bird（以下「本法人」という）定款第19条の規定に基づき、役員報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下の範囲内とする。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、月額報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称のいかんを問わない。

(規程責任者)

第3条 本規程の管理責任者は、事務局長とする。

(解釈上の疑義)

第4条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、事務局長は、理事長と協議のうえ、これを決定する。

(改廃)

第5条 本規程は、理事会の決議により、改廃する。

第2章 役員報酬

(報酬等の額)

- 第6条 本法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2. 常勤役員の月額報酬額は、100,000円とする。
 3. 常勤役員には、財政状況及び予算の進捗状況を勘案した上で、毎年3月及び9月に月額報酬額の2ヶ月分を上限に賞与を支給することができる。
 4. 事業費縮小などの特別の事情があるときは支給しないときがある。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第7条 新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

(月額報酬の計算期間及び支払日)

第8条 月額報酬の計算期間は毎月1日から月末迄とする。2. 月額報酬（使用人兼務役員の使用人部分給与等を含む）の支給日は翌月25日とする。ただし、支給日が休日にあたるときはその前日に支払う。

(報酬等の支払方法)

第9条 報酬等(使用人兼務役員の使用人部分給与等を含む)は、本人名義の預貯金口座へ全額を振込により支給する。ただし、次に掲げるものは支給額より控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険(介護保険を含む)及び厚生年金保険の被保険者負担分
- (4) その他、法令に別段の定めがある場合はその額

(退職慰労金)

第10条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとする。

2. 退職金の支給額は、次の算式により算出した額とする。

退職時の月額給与額×勤続年数×退職金支給率

3. 算式の退職金支給率は、以下のとおりとする。(1) 理事長 2.0

(2) 副理事長 1.5

(3) 理事 1.0

4. 退職慰労金は、任期満了、辞任または死亡により退任した日から30日以内に、その常勤役員が指定する金融機関口座へ振り込むことによって支払う。5. 本規程により退職慰労金を受けるべき本人が死亡したときは、退職金は遺族に支給する。遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則の定めるところによる。

第3章 附則

(施行日)

第11条 本規程は、2020年2月19日から実施する。
本規程は、2023年6月6日から改訂施行する。

賃金規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本規程は、特定非営利活動法人 green bird（以下「本法人」という）における就業規則第2条に定める社員（以下、「社員」という）の賃金について定めるものである。
2. 従業員の賃金に関する基準および手続きに関する事項は、特別の定めをした場合のほかは本規程の定めるところによる。
 3. 本規程および関連諸規程に定めのない事項については、法令の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 本規程は、本法人の従業員に適用する。
2. アルバイトその他臨時に採用された者等の賃金に関する事項は、別に定める。ただし、本規程の全部または一部を適用することがある。

(規程責任者)

- 第3条 本規程の管理責任者は、事務局長とする。

(解釈上の疑義)

- 第4条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、事務局長は、理事長と協議のうえ、これを決定する。

(改廃)

- 第5条 本規程は、理事会の決議により、改廃する。

第2章 賃金

(賃金の構成)

- 第6条 賃金の構成は、次のとおりとする。
- (1) 基本給
 - (2) 通勤手当
 - (3) 割増賃金

(基本給)

- 第7条 基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、実績等を考慮して各人別に決定する。
2. 従業員に適用する基本給の種類は、個別の労働契約で定める。

(通勤手当)

- 第7条の2 自宅から就業場所までの公共交通機関利用において、片道の距離が、最も経済的、及び、合理的と認められる通常の通勤経路が2キロメートル以上ある場合、原則として、6ヵ月の定期券代相当額を通勤手当として支給する。
2. 本法人が前項の支給方法が適当でないと判断した場合、1か月毎に実費を通勤手当として支給する。
 3. 次の何れかを希望する社員は、本法人に申し出て本法人が承認した場合に限り、本法人が承認した生活拠点及び承認した期間について、通勤手当を支給する。
 - (1) 二か所以上の生活拠点（単身赴任は除く）があり、住民票と異なる生活拠点を自宅にすることを希望する場合。
 - (2) その他やむを得ず一時的に生活拠点の変更を希望する場合。

4. 第1項から第3項における通勤手当は、原則として、所得税の非課税限度枠を上限とする。ただし、社員が本法人に申し出て本法人がやむを得ないと判断し承認した場合は、非課税限度枠を超えた通勤手当相当額を本法人が承認した期間支給する。

(賃金支給制度)

第7条の3 賃金支給制度は、雇用形態により下表のとおりとする。

雇用形態	賃金支給制度
正社員	月給日給制（基本給は月額で支給するが、不就労相当分は控除する。なお、月額支給手当は控除対象としない）
準正社員	日給月給制（基本給は月額で支給するが、基本給と月額支給手当<通勤手当は除く>の合計から不就労相当分を控除する）
嘱託社員	同上
期間契約社員	同上
パートタイマー社員 アルバイト社員	日給制（基本給は日額に就業日数を乗じた額を支給する）または時給制（基本給は時間単価に就業時間を乗じた額を支給する）
インターン生	時給制（基本給は時間単価に就業時間を乗じた額を支給する）

第3章 割増賃金

(割増賃金)

第8条 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率および算式は、以下各項のとおりとし、この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- (1) 時間外労働割増賃金
法定労働時間の1日8時間または1週40時間を越えて労働した場合に支給する。
- (2) 休日労働割増賃金
法定の休日（日曜日）に労働した場合に支給する。
- (3) 深夜労働割増賃金
深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働した場合に支給する。
- (4) 計算方法

① 月給日給制または日給月給制の場合

時間外労働の割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{月額支給手当}}{\text{1月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
法定休日労働の割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{月額支給手当}}{\text{1月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜労働割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{月額支給手当}}{\text{1月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

② 日給制対象者

時間外労働割増賃金	$(\text{日給} \div \text{1日当たりの所定労働時間}) \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日労働割増賃金	$(\text{日給} \div \text{1日当たりの所定労働時間}) \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜労働割増賃金	$(\text{日給} \div \text{1日当たりの所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

③時給制対象者

時間外労働割増賃金	時給×1.25×時間外労働時間数
休日労働割増賃金	時給×1.35×休日労働時間数
深夜労働割増賃金	時給×0.25×深夜労働時間数

2. 前項の1か月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。
 $(365日 - 年間所定休日日数) \times 1日の所定労働時間 / 12$

(適用除外)

第9条 労働基準法の定めるところによる管理・監督の地位にある者および会社が機密の事務を取扱うと指定した者は、時間外労働および休日労働による割増賃金の支払い対象者とはしない。ただし、深夜労働に関しては除く。

第4章 休暇等の扱い

(休暇等の賃金)

第10条 業務外での疾病等による休職期間、産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間、子の看護休暇期間および介護休業期間、裁判員等のための休暇の期間は、別段の定めがある場合を除き、原則として無給とする。

(臨時休業の賃金)

第11条 本法人の都合により、所定労働日に従業員を休業させた場合は、休業1日につき労働基準法に規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあつては、その日の賃金については同法に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

第5章 欠勤等の扱い

(欠勤等の賃金)

第12条 本条でいう欠勤等とは欠勤、遅刻、早退および私用外出等により所定労働時間の全部または一部の不就労をいい、控除は第7条の3の規定による。

2. なお、前項でいう不就労に、第10条の休暇等は含まない。及び、事前に上長の許可を得て就業規則第22条第3項に規定する各終業時刻から遡った1時間以内の退社については、早退として取り扱わないものとする。

3. 前項の控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は、次のとおりとする。

給与支給制度	算出式
月給日給制	$\frac{\text{月額の基本給}}{1\text{か月平均所定労働時間数}} \times \text{不就労時間数}$
日給月給制	$\frac{(\text{月額の基本給} + \text{月額支給手当} - \text{通勤手当除く})}{1\text{か月平均所定労働時間数}} \times \text{不就労時間数}$
日給制	$\text{日給} \div 1\text{日の所定労働時間数} \times \text{不就労時間数}$

4. 前項の1か月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。
 $(365日 - 年間所定休日日数) \times 1日の所定労働時間 / 12$

第6章 賃金の支払い

(賃金の計算期間および支払日)

第13条 基本給等の固定的賃金は、毎月月末に締め切って計算し、翌月25日に支払う。

割増賃金等の変動的賃金は、毎月月末に締め切って計算し、翌月25日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

2. 前項の計算期間の途中で採用された社員または退職した社員の基本給等の固定的賃金は、第7条の3を準用して日割計算し支払う。

(賃金の支払いと控除)

第14条 賃金は、従業員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2. 前項について、従業員が同意した場合は、従業員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により賃金を支払う。

3. 次に掲げるものは、賃金から控除する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 健康保険（介護保険を含む）、厚生年金保険および雇用保険の保険料の被保険者負担分

(4) その他、法令に別段の定めがある場合はその額

(賃金の非常時払い)

第15条 従業員またはその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために従業員から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

(1) 結婚または死亡の場合

(2) 出産、疾病または災害の場合

(3) 退職または解雇により離職した場合

(4) その他会社が認めた場合

第7章 昇給

(昇給)

第16条 昇給は、勤務成績その他が良好な従業員について、行うものとする。ただし、本法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。なお、この場合、特定の昇給実施時期は定めないものとする。

2. 顕著な業績が認められた従業員については、前項の規定にかかわらず昇給を行うことがある。

第8章 賞与

(賞与)

第17条 賞与に関する事項については、別の規程で定める。

第9章 計算の端数処理

(計算の端数処理)

第18条 賃金計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

円未満の端数は四捨五入する。

第10章 附則

(施行日)

- 第19条 本規程は、2020年2月19日から実施する。
本規程は、2022年8月24日から改訂施行する
本規程は、2023年6月6日から改訂施行する

(意見聴取)

- 第20条 本規程を改廃する場合には、社員代表の意見を聴いて行う。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人green bird	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	---------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	210,000 円
賛助会員受取会費	302,478 円
協賛金収益	18,370,588 円
その他の事業収益	3,046,302 円
助成金収益	10,970,000 円
負担金収益	2,520,000 円
受取寄附金	7,136,328 円
受取利息	408 円
雑収益	3,057,960 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	45,614,064 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

2 取引の内容に関する事項[③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,970,000 円	助成金
		5,000,000 円	助成金
		3,707,000 円	協賛金
		2,602,497 円	寄附金
		1,938,900 円	協賛金、寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		7,150,000 円	給与・賞与
		6,400,000 円	給与・賞与
		4,110,000 円	事務所賃借料
			給与・賞与
		2,540,450 円	ビブス製作費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
 イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年 月 日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	

				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項[④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	7,150,000円
			役員報酬	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	1,200,000円
			給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	6,400,000円
			役員報酬	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	1,200,000円
			給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	[Redacted]
			給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	[Redacted]

(注2)注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
4人	579,975円

実施日	使 途	金 額
なし.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円

※この書類は毎年度作成し、事務所へ備置き、閲覧させる必要があります。
但し、所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人green bird	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	---------------------	------	--------------------

資産の譲渡等の内容に関する事項[②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 green bird	チェック欄
-----	----------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	✓
---	---

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
③	令和4年4月1日～令和5年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑧	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 green bird	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		12人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
福田 圭祐		理事		○						H29.6.8 就任
重永 忠		理事		○						H15.5.27 就任
和田 昌弥		理事		○						H15.5.27 就任
松本 ルキ		理事		○						H15.5.27 就任
山本 英輔		理事		○						H15.5.27 就任
杉山 文野		理事		○						H27.5.1 就任
荒田 成志郎		理事		○						H30.5.25 就任
浅越 愛香		理事		○						R1.5.22 就任
真鍋 卓也		理事		○						R2.11.25 就任
岡田 亜紀		理事		○						R2.11.25 就任
鈴木 寛		監事		○						H27.12.1 就任
中 裕樹		監事		○						R2.11.25 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 green bird		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	ルーズリーフ (会計ソフト「ミロク」使用)	都度	7年
預金出納帳	ルーズリーフ (会計ソフト「ミロク」使用)	一週間毎	7年
総勘定元帳	ルーズリーフ (会計ソフト「ミロク」使用)	毎月	7年
給与台帳	ルーズリーフ (エクセル使用)	毎月	7年
仕訳日記帳	ルーズリーフ (会計ソフト「ミロク」使用)	毎月	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 green bird	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 green bird	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 green bird
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 green bird	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
<p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(註1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等^(註2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ